（運転経歴証明書の記載事項等）

第三十条の十一　運転経歴証明書には、次に掲げる事項を記載するものとする。

一　運転経歴証明書の番号

二　運転経歴証明書の交付を受けた者が法第百四条の四第二項の規定により取り消された日において受けていた免許の年月日及び種類

三　運転経歴証明書の交付年月日

四　運転経歴証明書の交付を受けた者の住所、氏名及び生年月日

五　運転経歴証明書の交付を受けた者の法第百四条の四第二項の規定により取り消された日前五年間の自動車等の運転に関する経歴

2　運転経歴証明書の様式は、別記様式第十九の三の十のとおりとする。

3　運転経歴証明書には、当該運転経歴証明書を交付した公安委員会の名称及び公印の印影並びに当該運転経歴証明書の交付を受けた者の写真を表示するものとする。

4　運転経歴証明書に記載されている別表第二の二の上欄に掲げる略語は、それぞれ同表の下欄に掲げる意味を表すものとする。

（運転経歴証明書の記載事項の変更の届出）

第三十条の十二　運転経歴証明書の交付を受けた者は、前条第一項第四号に掲げる事項に変更を生じたときは、速やかに住所地を管轄する公安委員会（公安委員会の管轄区域を異にして住所を変更したときは、変更した後の住所地を管轄する公安委員会）に届け出て、運転経歴証明書に変更に係る事項の記載を受けなければならない。

2　前項の届出は、都道府県公安委員会規則で定める届出書を提出して行うものとする。

3　第一項の届出をしようとする者は、次の各号の区分に応じ、当該各号に定める書類を提示しなければならない。

一　住所を変更した者　住民票の写しその他の住所を確かめるに足りる書類

二　氏名を変更した者　住民票の写し（住民基本台帳法の適用を受けない者である場合にあつては、登録証明書等）

（運転経歴証明書の再交付の申請）

第三十条の十三　運転経歴証明書の交付を受けた者は、運転経歴証明書を亡失し、滅失し、汚損し、又は破損したときは、その者の住所地を管轄する公安委員会に都道府県公安委員会規則で定める運転経歴証明書再交付申請書を提出して運転経歴証明書の再交付を申請することができる。

2　前項の申請をしようとする者は、次に掲げる書類及び写真を同項の運転経歴証明書再交付申請書に添付しなければならない。

一　当該申請に係る運転経歴証明書（当該運転経歴証明書を亡失し、又は滅失した場合にあつては、その事実を証するに足りる書類）

二　申請用写真

（運転経歴証明書の返納）

第三十条の十四　運転経歴証明書の交付を受けた者は、次の各号のいずれかに該当することとなつたときは、速やかに、運転経歴証明書（第二号の場合にあつては、発見し、又は回復した運転経歴証明書）をその者の住所地を管轄する公安委員会に返納しなければならない。

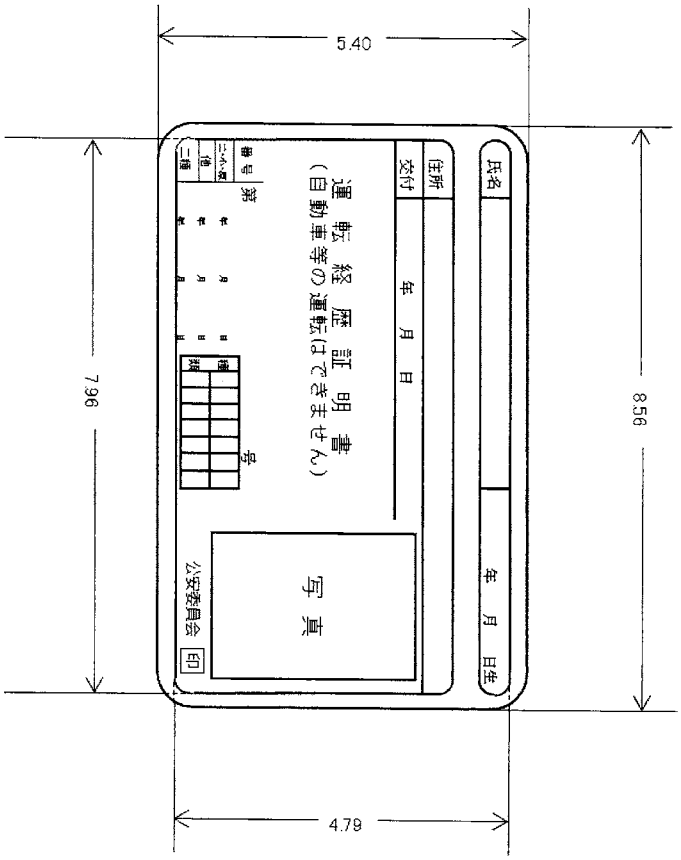
一　免許を受けたとき。

二　運転経歴証明書の再交付を受けた後において亡失した運転経歴証明書を発見し、又は回復したとき。

別記様式第十九の三の九の次に次の一様式を加える。

別記様式第十九の三の十（第三十条の十一関係）

（表）



（裏）

